

((様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	7-11	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	附則11	許認可等の内容	旧法規定による療養費等の受給権者に対する療養費等の支給
1 法令の定め(許認可等要件) 戦傷病者特別援護法附則11 この法律の施行の際現に旧未帰還者援護法の規定により療養の給付(療養費の支給を含む。)を受けている者及びこれを受けることができる者で、この法律の規定により戦傷病者手帳の交付を受けることができないものについては、当分の間、政令の定めるところにより、療養給付認定票を交付して、療養の給付(療養費の支給を含む。)、療養手当の支給及び葬祭費の支給を行なうものとし、この法律の規定(第2条、第4条第1項から第3項まで及び第20条から第23条までの規定を除く。)を準用する。					